

「令和8(2026)年度サイエンスかながわ」協賛募集要項

1 趣旨

本要項は、「令和8(2026)年度サイエンスかながわ」をより魅力のある充実したものにするため、本事業に賛同していただける団体等（以下「協賛者」という。）を募集するに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 募集内容

名 称	「サイエンスかながわ」の協賛	
特 典	<p>1) 協賛者の名称（ロゴマーク等）を「サイエンスかながわ」のリーフレット表紙、ポスター及び県ホームページに一覧形式で掲載します。</p> <p>2) リーフレット内に協賛者専用のイベント掲載枠を設けています。掲載枠は自由に編集ができるためアピール効果があります。</p> <p>※ リーフレットは県内小学校の4年生から6年生全員分（約25万部）の配布と、中学校・高等学校には一定部数のリーフレット及びポスターを配架します。ポスターには協賛者の名称（ロゴマーク）を一覧形式で掲載します。</p> <p>※ イベントを開催しない機関が協賛することも可能です。</p> <p>3) 協賛いただく場合は、4月より募集開始の「令和8年度サイエンスかながわ実施機関募集」の応募手続きは必要ありません。</p>	
種類 金額	協賛 A	金額：20,000円（消費税込み）（サイズ：約縦35mm×横65mm）
	協賛 B	金額：35,000円（消費税込み）（サイズ：約縦70mm×横65mm）
	協賛 C	金額：50,000円（消費税込み）（サイズ：約縦105mm×横65mm）
	協賛 D	金額：70,000円（消費税込み）（サイズ：約縦70mm×横130mm）
	<p>※ 上記、協賛AからDはリーフレットに掲載するサイズです。</p> <p>※ 掲載サイズは印刷の関係で多少変動します。</p>	
仕 様	（別紙1）のとおり	
募 集 期 間	令和8年2月18日（水）～3月24日（火）	
応 募 基 準	「サイエンスかながわ協賛事務取扱要領」（別紙2）を遵守すること。	
提 出 書 類	<p>1) サイエンスかながわ協賛申込書（第1号様式）</p> <p>2) 申込者の概要が分かるもの（パンフレット、約款、規約、定款、寄付行為等）</p> <p>3) リーフレットに掲載する原稿案（過去に掲載があった場合はその原稿。新規の場合は箇条書き等の掲載内容）</p>	
応 募 方 法	「8 申込み、問合せ先」に上記書類を、電子メール、郵送、又はご持参ください。	

3 印刷物及び県ホームページについて（別紙1）

（1）印刷物

媒体名	「サイエンスかながわ」リーフレット及びポスター
規格	リーフレット：A4判・4ページ、カラー印刷 ポスター（中学校・高等学校用）：A2判、カラー印刷
発行概要	発行部数：リーフレット 約25万部、 ポスター（中学校・高等学校用）約2,500部 発行日：令和8年6月下旬（予定） 発行回数：年1回
内容	1) 協賛者が実施するイベントと県内の主なイノベーション拠点等が実施するイベント情報を掲載（リーフレット） 2) 協賛者のロゴマークを掲載（リーフレット及びポスター） 3) 特設ページ「サイエンスかながわ」の検索案内を掲載（リーフレット及びポスター）
配布先	1) 神奈川県内の国公立小学校、義務教育学校（小学部）の4年生から6年生（約25万人）全員分のリーフレットを配布 2) 神奈川県内の国公立中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校（中学部）の各校に一定部数のリーフレットとポスターを配架 3) 特別支援学校にリーフレットを配架 4) 公共施設（県市町村窓口、図書館）にリーフレット及びポスターを配架

（2）県ホームページ

媒体名	「神奈川県」ウェブサイト
掲載ページ	「サイエンスかながわ」 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/cnt/f7414/
掲載期間	令和8年6月下旬～令和9年4月下旬
内容	1) 協賛者（ロゴマーク等）の一覧表示 2) リーフレット、ポスターのダウンロード版の掲載

4 協賛承認・不承認の決定と申込者への通知

- （1）募集締め切り後、サイエンスかながわ協賛事務取扱要領第7条に基づき協賛の承認・不承認の決定を行います。
- （2）申込者全員に協賛承認・不承認通知書（取扱要領第2号様式）により通知します。

5 協賛承諾書の提出及び協賛金の納付

- （1）協賛承認通知書を受領後、同封されている協賛承諾書（取扱要領第3号様式）に記入、押印、収入印紙（200円）を貼付・消印の上、「8 申込み、問合せ先」まで郵送、又はご持参ください。
- （2）協賛承諾書を受領後、県の発行する納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載されている期日までに協賛金を一括前納していただきます。
なお、協賛金の納付は令和8年4月1日以降に行っていただきます。

6 リーフレット、ポスター及びホームページへの掲載について

(1) リーフレット掲載原稿（イベント案内の原稿）とロゴマーク等

提出原稿	1) 協賛者の責任において作成したリーフレットの掲載原稿（確定版） ・写真、ロゴマーク、色、フォント等、レイアウトは自由です。 ・完全データで提出（サイズ：3MB～5MB程度） ・データ形式：JPG、PNG、PDF、イラストレーター 2) リーフレット及びポスターに掲載するロゴマーク等（画像データ）
提出期限	令和8年5月8日（金）
提出先	「8 申込み、問合せ先」に電子メールにてご提出ください。
備考	・リーフレットの協賛枠のサイズは、印刷の関係で多少前後します。 ・内容やデザイン等の修正をお願いする場合があります。 ・原稿作成の経費等は協賛者が負担することとします。 ・掲載内容については、県は一切の責任を負いません。

(2) 県ホームページへロゴマーク等の掲載

県が作成し協賛者の確認後掲載します。

7 実施イベント等について

(1) 次の各号のいずれかに該当するイベントは、本事業のイベントとして認められません。

- ア 子どもたちや青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 子どもたちや青少年の理解の範囲を大幅に超えているもの
- ウ 擬似科学の疑いが強いと思われる事象を対象とするもの
- エ 科学技術への興味を喚起するなどの内容が伴わないもの
- オ 参加者に対し、危険を伴わせるおそれのあるもの
- カ 国内世論が大きく分かれているもの
- キ 宗教団体による布教活動を目的とするもの
- ク 政治性のあるもの
- ケ その他、本事業の趣旨にそぐわないと判断されるもの

(2) イベントの実施にあたっては、以下を遵守してください。

- ア 主に小学生から高校生までを対象とします。
- イ 原則として県内全域から参加者を募集するイベントとします。

(3) 参加する子どもたちや青少年に対する安全への十分な配慮をお願いします。

(4) 令和8年4月以降、特設ページ「サイエンスかながわ」にイベント登録をお願いします。詳細は、追って協賛者にお知らせします。

8 申込み、問合せ先

神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室科学技術グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話：(045) 210-3071（直）

電子メール：summer.0102@pref.kanagawa.lg.jp

9 様式

サイエンスかながわ協賛申込書（第1号様式）

協賛承認・不承認通知書（第2号様式）

協賛承諾書（第3号様式）

10 その他

- (1) 提出された書類等は、原則として返却いたしません。
- (2) この募集要項の内容は、変更する場合があります。
- (3) 「サイエンスかながわ」のリーフレット及びポスター（電子データを含む。）の著作権は、神奈川県に帰属します。
- (4) 提出された書類等に個人情報が含まれる場合は、神奈川県個人情報保護条例に基づき取り扱います。
- (5) 本事業の正式な決定は、県議会での令和8年度の歳入歳出予算の議決後となります。
- (6) 本事業を中止した場合は協賛金は返還します。

11 スケジュール（予定）

	日 程	内 容
令和 8 年	2月18日（水）	協賛の申込開始
	3月24日（火）	協賛の申込締切
	3月下旬	県は協賛承認・不承認通知書（第2号様式）の送付 ※ 協賛承認通知を受理した協賛者は、同封の協賛承諾書（第3号様式）を速やかに提出
	4月初旬	県は協賛金の納入通知書の送付 ※ 協賛者は、期日（4月下旬）までに納入通知書により協賛金を納付
	5月8日（金）	リーフレット掲載原稿、ロゴマーク等の提出期限
	5月中旬～5月下旬	リーフレット掲載原稿、ホームページ掲載原稿の確認
	6月下旬	記者発表、リーフレット発行、ホームページ公開

[参考] 「サイエンスかながわ」の実施内容につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/cnt/f7414/>

第1号様式（取扱要領第6条）

サイエンスかながわ協賛申込書

令和 年 月 日

神奈川県知事 様

(申込者)

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

サイエンスかながわ協賛事務取扱要領第6条の規定に基づき、同要領を確認のうえ、「令和8(2026)年度サイエンスかながわ」協賛募集要項に定める書類を添えて下記のとおり協賛を申し込みます。

記

名 称	「サイエンスかながわ」の協賛	
協賛 A B C D (○で囲んでください。)	金	円
リーフレット、ポスター及び ホームページの協賛者一覧 に掲載する名称等	<input type="checkbox"/> ロゴマーク <input type="checkbox"/> その他() (チェックをお願いします。)	
申 込 者	商号又は名称	
	本店所在地	〒
	事業所等所在地 (神奈川県内)	〒
	業 種	
	責 任 者 名	
	連 絡 先	
	担 当 者 名	
連 絡 先		
実 施 概 要 等 (チェックをお願いします。)	<input type="checkbox"/> _____年度と同じ(過去の原稿を添付) <input type="checkbox"/> 新規機関(箇条書き等の掲載内容を添付)	
備 考		

※ 協賛の申込みについて代表者からの申請を想定していますが、申請内容について権限のある方の記載をお願いします。

第2号様式（取扱要領第7条）

協賛承認・不承認通知書

令和 年 月 日

（申込者） 様

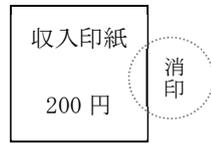
神奈川県知事

サイエンスかながわ協賛事務取扱要領第7条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認します <input type="checkbox"/> 承認しません
	不承認理由
協 賛 金	金 円（消費税及び地方消費税を含む。）
原 稿 の 提 出 期 限	令和8年5月8日（金）
備 考	

問合せ先
政策局いのち・未来戦略本部室
科学技術グループ
電話（045）210-3071（直）



協賛承諾書

令和 年 月 日

神奈川県知事 様

(協賛者)

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名： ⑩

サイエンスかながわ協賛事務取扱要領第8条の規定に基づき、下記に記載した事項に同意の上承諾書を提出します。

記

- 1 協賛金を知事の指定する期日までに、県の発行する納入通知書により一括前納します。
- 2 サイエンスかながわ協賛事務取扱要領及び「令和8(2026)年度サイエンスかながわ」協賛募集要項に定める条項を遵守します。
- 3 サイエンスかながわ協賛事務取扱要領第14条各号のいずれかに該当することとなったときは、協賛を取り消されても異議はありません。

名 称	「サイエンスかながわ」の協賛
協 賛 金	金 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 協賛の承諾及び協賛金の支払いについて代表者からの申請を想定していますが、申請内容について権限のある方の記載をお願いします。

「サイエンスかながわ」リーフレット、ポスター及びホームページの仕様

1 リーフレット

- ・小学4年生から6年生全員に配布、中学校・高等学校に一定部数を配架
- ・A4判・4ページ(二つ折り)、カラー印刷
- ・発行部数：約250,000部
- ・リーフレット表紙の下段に協賛者の名称(ロゴマーク等)を一覧形式で表示(ポスターも同様)
- ・リーフレットの見開きページに自由編集した原稿(カラー)を掲載(A~Dのサイズ)

(リーフレット見開きイメージ)

<山折り>

神奈川県内の主な科学技術イノベーション拠点			 <p>「サイエンスかながわ」 参加機関の一覧はこちら</p> <p>県内の科学館、研究所、大学、企業等の多くの機関が 科学講座や体験教室などを年間を通して発信しています。</p> <p>サイエンスかながわに協賛いただいている企業・団体等(順不同)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 10px;">協賛者ロゴマーク等</p> <p><small>問合せ／神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室科学技術グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3071</small></p>
神奈川県と連携する主な国等の研究機関		神奈川県の主な科学技術イノベーション拠点	
神奈川県の試験研究機関等			

<谷折り>

協賛団体の開催イベント	協賛A 35mm×65mm 20,000円	協賛D 70mm×130mm 70,000円	協賛D 70mm×130mm	協賛A 35mm×65mm
	協賛B 70mm×65mm 35,000円	協賛D 70mm×130mm	協賛D 70mm×130mm	協賛B 70mm×65mm
	協賛C 105mm×65mm 50,000円	協賛D 70mm×130mm	協賛D 70mm×130mm	協賛C 105mm×65mm
	協賛A 35mm×65mm	協賛D 70mm×130mm	協賛D 70mm×130mm	協賛B 35mm×65mm

2 リーフレットの協賛枠サイズと金額

協賛団体の開催イベント	
協賛A 35mm×65mm 20,000円	協賛D 70mm×130mm 70,000円
協賛B 70mm×65mm 35,000円	協賛D 70mm×130mm
協賛C 105mm×65mm 50,000円	協賛D 70mm×130mm
協賛A 35mm×65mm	協賛D 70mm×130mm

※ 協賛枠の掲載場所は県が決定します。

※ リーフレットの協賛枠のサイズは、印刷の関係で多少前後します。

3 ポスター

- ・ 中学校・高等学校へ配架
- ・ A2判、カラー印刷
- ・ 発行部数：約2,500部
- ・ ポスター下段に協賛者の名称（ロゴマーク等）を一覧形式で表示

<ポスターイメージ>



神奈川県

2026 サイエンスかながわ

「サイエンスかながわ」参加機関一覧はこちらから
 県内の科学館、研究所、大学、企業等の多くの機関が
 中学生・高校生向け科学講座やものづくり講座などを開催しています。

中学生・高校生向けイベントを実施している機関一覧

サイエンスかながわに協賛いただいている企業・団体等(順不同)

協賛者ロゴマーク等

県内の科学館・研究機関・大学・企業等が開催する科学講座やものづくり講座など年間を通じて、特設ページ「サイエンスかながわ」で発信しています。
 中学生、高校生を対象とした科学技術イベント多数
特設ページ「サイエンスかながわ」にアクセス！
 たくさんのサイエンスイベントの情報がいつでも検索できます！

問合せ/神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室科学技術グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL.045-210

(令和7年度ポスター)



神奈川県

2025 サイエンスかながわ

中学生・高校生向けイベントを実施している機関

デジタル空間アトリー
 2025 7.19 - 12.27

Step 1 Step 2 イベントナビ

協賛団体 (順不同)

KYB **muRata** **Mitutoyo** **ISUZU PLAZA** **ロボット・Club**
 村田製作所 ミットヨ測定博物館

JOBIA **takarabaCo** **神奈川県立工科大学** **FUJIFILM** **ROMANCE CAR MUSEUM**
 株式会社ジョビア takarabaCo 神奈川県立工科大学 FUJIFILM ROMANCE CAR MUSEUM

日産工機株式会社 三菱みなとみらい技術館 帆船日本丸 横浜みほり博物館

県内の科学館・研究機関・大学・企業等が開催する科学講座や体験教室など特設ページ「サイエンスかながわ」で発信しています。
 中学生、高校生を対象とした科学技術イベント多数
特設ページ「サイエンスかながわ」にアクセス！

問合せ/神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室科学技術グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 ☎ 045-210-3071

サイエンスかながわ

「かながわサイエンスサマー」から「サイエンスかながわ」に改名

サイエンスかながわ2025

デジタルスタンプラリー 2025 7.19 - 12.27

協賛団体

ダウンロード版リーフレット・ポスター

協賛者ロゴマーク等

サイエンスかながわ協賛事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「サイエンスかながわ」の協賛について、必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第2条 この要領において、協賛とは、「サイエンスかながわ」の趣旨に賛同する団体等が、「サイエンスかながわ」のリーフレットおよびポスターの作成に要する資金の提供を行うこととする。

(協賛方法)

第3条 協賛の方法は、協賛金によるものとし、協賛金の額は、募集要項で別に定める。

(協賛特典)

第4条 協賛を行う団体等（以下「協賛者」という。）の特典を以下のとおりとする。

- (1) 「サイエンスかながわ」のリーフレット、ポスター及び神奈川県ホームページ「サイエンスかながわ」に、協賛者の名称を一覧表形式で掲載することができる。
- (2) 協賛者が作成した行事案内をリーフレットの協賛枠に掲載することができる。掲載の枠の寸法については、募集要項に別に定める。

2 前項に規定する以外に、必要に応じ、協賛特典を追加することがある。

(募集方法)

第5条 協賛者の募集は、公募により行う。

- 2 前項の公募は、神奈川県ホームページ「サイエンスかながわ」に募集要項を掲載すること等により行うものとする。
- 3 前項の募集要項には、協賛の内容、募集期間、応募基準、応募方法等その他必要な事項を記載する。

(協賛の申込)

第6条 前条の規定に基づく公募へ申し込もうとする団体等（以下「申込者」という。）は、サイエンスかながわ協賛申込書（第1号様式）及び募集要項で指定する書類を知事に提出しなければならない。

(協賛の承認等)

第7条 知事は前条に基づく申込みがあった場合は、第13条第1項及び第2項により、協賛の承認又は不承認を決定する。

- 2 前項の規定により協賛の承認又は不承認を決定したときは、その結果を協賛承認・不承認通知書（第2号様式）により申込者に通知する。

(協賛の承諾等)

第8条 前条の通知を受けた申込者は、条件を記載した協賛承諾書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(協賛金の納付等)

第9条 申込者は、前条の承諾後、協賛金を知事が指定する期日までに、県の発行する納入通知書により、一括前納するものとする。

(掲載原稿の作成及び提出)

第 10 条 協賛者は、行事案内の原稿を知事が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 原稿は、協賛者の責任及び負担で作成するものとする。

(原稿内容等の修正)

第 11 条 知事は、原稿の内容、デザイン等が各種法令、要領等に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、内容等の修正を求めることができる。

(協賛金の使途)

第 12 条 協賛金は「サイエンスかながわ」のリーフレットおよびポスターの作成の経費に使用し、目的外の使途には使用しないものとする。

(協賛の基準)

第 13 条 申込者の原稿が、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を承認しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 個人の氏名を含むもの
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの
- (9) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条 1 項に規定する風俗営業に該当する業種又はこれに類する業種に係るもの
- (11) インターネット異性紹介事業に係るもの
- (12) 消費者金融に係るもの
- (13) 債権取立て、示談引受けに関するもの
- (14) たばこに係るもの（禁煙啓発及びたばこの健康被害に係るものを除く。）
- (15) 比較広告、懸賞広告及びギャンブル（当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に規定する宝くじ、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）に規定するスポーツ振興くじ、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）に規定する競馬、自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）に規定する競輪、モーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）に規定するモーターボート競走及び小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）に規定する小型自動車競走を除く。）に係るもの
- (16) 法律に定めのない医業類似行為に係るもの
- (17) 占い・運勢判断に係るもの
- (18) 興信所・探偵事務所等私的な秘密事項の調査に係るもの
- (19) 水着姿、裸体等を含むもの（スポーツに係るものを除く。）
- (20) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (21) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (22) 公正競争規約、公的機関が定める広告規制その他これらに準ずる広告に関する業界の規制に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (23) 当該協賛の内容について、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (24) 青少年保護及び健全育成の観点から、次のいずれかに該当するもの。

- ア 神奈川県青少年保護育成条例に抵触するもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ アルコール飲料の宣伝、販売を目的とするもの
- (25) 主に教育の場である学校からの配布であるため、学習塾・英会話教室・私立学校（大学を除く）、及びこれらに準ずるもの
- (26) その他協賛として表示することが適当でないと認めるもの
- 2 次に掲げる者又は団体が申込者の場合は、協賛を承認しないものとする。
- (1) 法令等に違反した者
 - (2) 神奈川県指名停止等措置要領（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中の者又は不利益処分を受けている者
 - (3) 工事又は建設コンサルタントに係る協賛者で、神奈川県指名停止等措置要領別表第 1 の措置要件に該当し、かつ、同表に定める期間にある者（前号に掲げる者を除く。）
 - (4) 工事又は建設コンサルタント以外に係る協賛者で、神奈川県指名停止等措置要領別表第 2 の措置要件に該当し、かつ、同表に定める期間にある者（第 2 号に掲げる者を除く。）
 - (5) 暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずる者
 - (6) その存在や活動実態が明確でない団体
 - (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の手續中の者
 - (8) 県税を滞納している者
 - (9) その他協賛者として適当でないと認めるもの
- 3 第 7 条第 2 項により協賛の承認をされた者が、その後、前 2 項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前 2 項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承認を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知する。また、協賛金は返還しない。

（協賛特典の取り消し）

第 14 条 次の各号に該当する場合には、協賛者への催告その他何らかの手續きを要することなく、その特典を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに協賛金の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに原稿の提出がないとき。
- (3) 第 11 条の規定による原稿内容等の修正を協賛者が行わないとき。
- (4) 原稿の内容が、各種法令又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、第 11 条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他原稿の内容が適切でないと知事が判断したとき。

2 前項の規定による協賛特典の取り消しにより協賛者が損害を受けることがあっても、県はその賠償の責めを負わない。また納付済みの協賛金は返還しない。

（協賛の取り下げ）

第 15 条 協賛者は自己の都合により、協賛を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により協賛を取り下げるときは、協賛者は書面により知事に申し出なければならない。
- 3 第 1 項の規定により協賛を取り下げた場合は、納付済みの協賛金は返還しない。

(協賛金の還付)

第 16 条 協賛者の責に帰さない理由により協賛を取り消したときは、納付済みの協賛金を当該協賛者に返還する。

2 前項の規定により返還する協賛金には利子を付さない。

(協賛者の責務)

第 17 条 協賛者は、行事案内等、リーフレットに掲載された内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 協賛者は、行事案内等の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、知事に対して保証するものとする。

3 第三者から、行事案内等の内容に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、協賛者の責任及び負担において解決することとする。

(疑義等の決定)

第 18 条 この要領に疑義があるときは、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

サイエンスかながわ協賛申込書

年 月 日

神奈川県知事 様

（ 申込者 ）

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

サイエンスかながわ協賛事務取扱要領第6条の規定に基づき、同要領を確認のうえ、「〇〇年度（第〇〇回）サイエンスかながわ」協賛募集要項に定める書類を添えて下記のとおり協賛を申し込みます。

記

名 称		「サイエンスかながわ」の協賛
協 賛 金		金 円
リーフレット、ポスター およびホームページの協 賛者一覧表に掲載する名 称		
申 込 者	商号又は名称	
	本店所在地	
	事業所等所在地 (神奈川県内)	
	業 種	
	責 任 者 名	
	連 絡 先	
	担 当 者 名	
連 絡 先		
備 考		

注) この様式は募集要項の内容等に応じ、必要な事項を追加、又は削除して使用する。

協賛承認・不承認通知書

年 月 日

（ 申込者 ） 様

神 奈 川 県 知 事

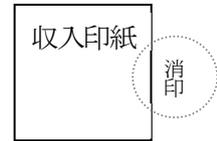
サイエンスかながわ協賛事務取扱要領第7条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認します <input type="checkbox"/> 承認しません
	不承認の理由
協 賛 金	金 円（消費税及び地方消費税を含む）
原 稿 の 提 出 期 限	令和 年 月 日
備 考	

注）この様式は募集要項の内容等に応じ、必要な事項を追加、又は削除して使用する。

問合せ先



協賛承諾書

年 月 日

神奈川県知事 様

（ 協賛者 ）

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

印

サイエンスかながわ協賛事務取扱要領第8条の規定に基づき、下記に記載した事項に同意の上承諾書を提出します。

記

- 1 協賛金を知事の指定する期日までに、県の発行する納入通知書により一括前納します。
- 2 サイエンスかながわ協賛事務取扱要領及び「〇〇年度（第〇〇回）サイエンスかながわ」協賛募集要項に定める条項を遵守します。
- 3 サイエンスかながわ協賛事務取扱要領第14条各号のいずれかに該当することとなったときは、協賛を取り消されても異議はありません。

名 称	「サイエンスかながわ」の協賛
協 賛 金	金 円（消費税及び地方消費税を含む）

注）この様式は募集要項の内容等に応じ、必要な事項を追加、又は削除して使用する。